入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

- 1 発注者(契約権者) 福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人
- 2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 公告に示すとおり。

なお、指名停止者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け(物品購入契約にあっては仕入れ先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。)となることは認められていないので、応札製品について該当が無いことを確認のこと。

※ 福島県出納局ホームページでの指名停止情報に注意すること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札 参加資格確認申請書(第3号様式。以下「確認申請書」という。)に次の書類等を添付し、下記5の(1) に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

ア 納入期限までに必ず納品する旨の確約書(様式任意)

- 5 入札書の提出期限等
 - (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和7年3月10日(月)午後5時15分まで 福島県猪苗代土木事務所総務課なお、申請書類は郵送を可とするが、提出期限必着のこと。

- (2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所 令和7年3月17日(月)午後3時15分まで 福島県猪苗代土木事務所総務課 なお、**入札書は、郵送又は持参のみとする。**
- (3) 開札の日時 令和7年3月17日(月)
- 6 入札書の提出方法
 - (1)入札書は、指定の入札書(第6号様式)に必要とする事項を記載し、上記5の(2)に指定する日時及び場所へ提出すること。
 - (2)入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(県からの通知)の写し

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には1袋あたりの単価を記載すること。ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、納入等に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は契約単価に購入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職·氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。
- - 「くじの数」欄に記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。
- (4) 入札書は、郵送又は持参により提出することとし、封筒に入札書を入れて封かんするとともに、 封筒の表に会社名、品目名、開札日を記入すること。

7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者の立ち合いを求めない。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、開札の翌日、入札者に電話等確実な方法により通知を行い、再度入札に付することができるものとする。改めて設定する入札書の提出期限までに指定の場所へ、郵送又は持参により提出すること。再度入札の期限までに入札書の提出がない場合は棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。
- (6) 落札者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知する。

9 入札参加者に要求される事項

- (1)入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までにおいて提出した書類に関し、福島県猪苗代土木事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2)入札書提出前に、喜多方建設事務所のホームページで質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告の内容等を熟知のうえ入札しなければならない。 なお、当該について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)により<u>福島県猪</u> 苗代土木事務所に令和7年3月12日(水)までに</u>説明を求めることができる。(回答は第2号様 式により喜多方建設事務所ホームページに掲載する方法により行う。)
- (2) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することできないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札)
- (4) 金額を訂正した入札

- (5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (6) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は 後発の入札
- (7) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (8) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、 最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、福島県工事等競争入札心得 第 2 4 条を準用し、入札におけるくじの郵便入札の場合の方法に準じてくじ を行い、落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号 (別記 1) に該当する場合においては、契約保証 金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる

15 契約書等の作成

- (1) 購入契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、 契約を締結しない。
- 16 契約条項は、契約書(案)及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤 を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5の(1)と同じである。

福島県財務規則(抜粋)

(契約保証金の減免)

- 第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であること。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22年勅令第165号)第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されると認められるとき。
 - (7)から(11)まで(略)
 - (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
 - (13)から(18)まで(略)

2 (略)